

第1回春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会

次 第

日時： 令和7年5月20日（火）
午後6時30分から
場所： 春光台公民館1階講座室

1 開 会

2 検討事項

(1) 春光台・鷹の巣まちづくりの検討と推進について

ア まち協って何？（参考資料）

イ 年間スケジュールについて（資料2）

ウ 令和7年度5事業の活動について（資料3）

3 その他

4 閉 会

【事前配付資料】

- ・資料1 春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会 委員名簿（令和7年度）
- ・資料2 令和7年度春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会開催イメージ
- ・資料3 春光台・鷹の巣地域 令和7年度活動計画
- ・参考資料 「まち協って何？」

資料1

令和7年度 春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会 委員名簿
令和7年5月20日現在

役職	氏 名	ふ り が な	所 属 団 体
委 員	菊 地 美美恵	きくち ふみえ	春光台公民館運営理事会
委 員	小 原 陽 一	おばら よういち	春光台商工振興会
委 員	上 森 茂	うえもり しげる	春光台地区市民委員会
委 員	横 山 孝	よこやま たかし	鷹の巣福祉村地区市民委員会
委 員	福 屋 聖 恵	ふくや さとえ	ふくふく家族の会
委 員	浜 崎 成 巳	はまさき なるみ	旭川市立高台小学校
委 員	伊 林 幸 夫	いばやし ゆきお	春光台地区社会福祉協議会
委 員	上 森 仲 子	うえもり なかこ	春光台地区民生委員児童委員協議会
委 員	大久保 義 隆	おおくぼ よしたか	高台チャレンジクラブ
委 員	宮 上 憲 之	みやかみ のりゆき	社会福祉法人北海道療育園
委 員	早 坂 祐 司	はやさか ゆうじ	春光・春光台地区包括支援センター
委 員	水 野 浩	みずの ひろし	旭川市消防団第27分団
委 員	山 本 勝 幸	やまもと かつゆき	鷹の巣福祉村地区社会福祉協議会
委 員	佐 藤 朋 子	さとう ともこ	ふくふく家族の会
委 員	吉 井 星麗菜	よしい せれな	北海道教育大学旭川校

【事務局：春光台公民館】

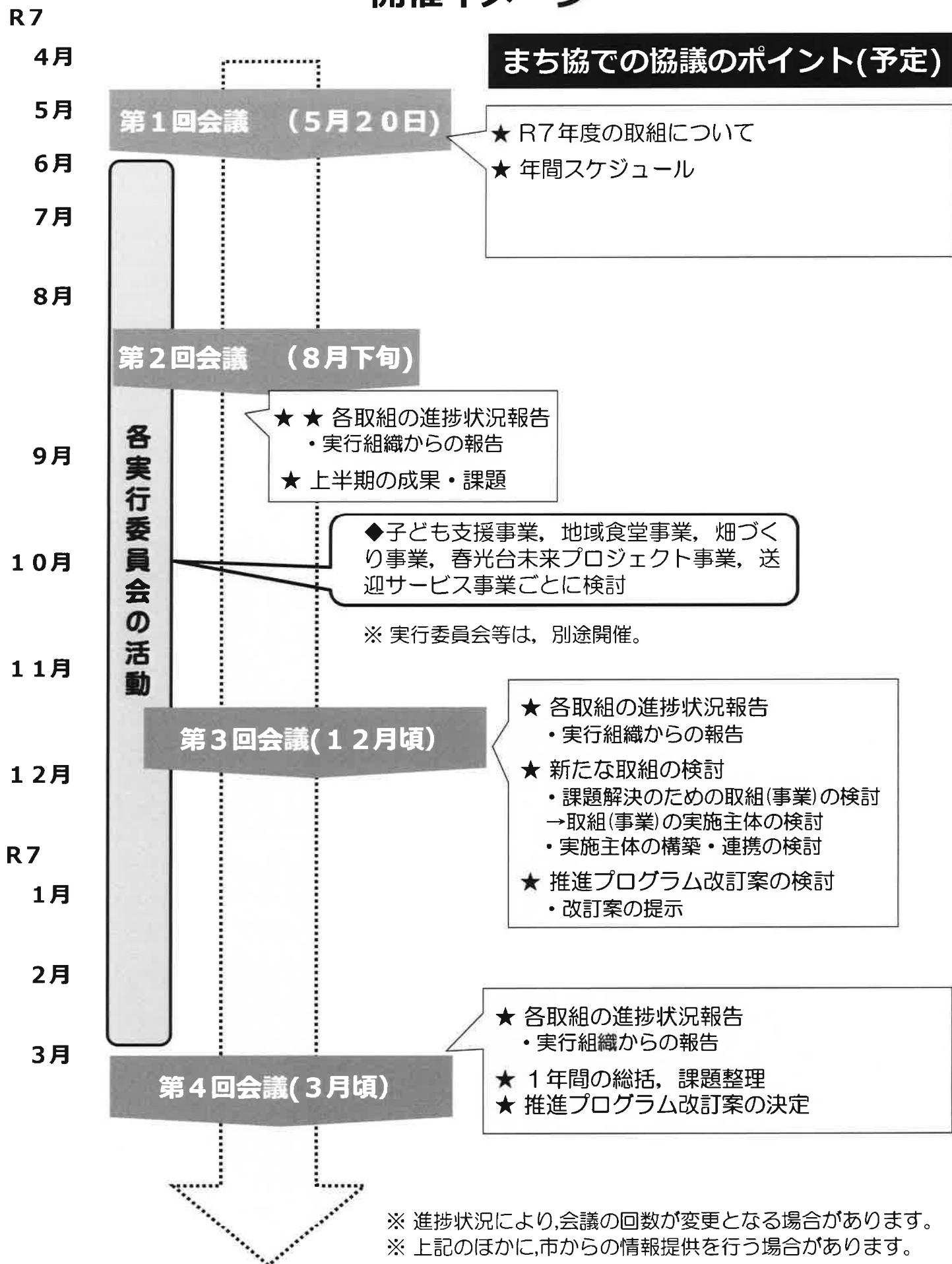
若 林 徹	藤 村 護	高 橋 修
-------	-------	-------

【市民生活部 地域活動推進課】

まち協担当者	木 下 哲 夫
--------	---------

令和7年度 春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会

開催イメージ



春光台・鷹の巣地域 令和 7 年度活動計画

令和 7 年 4 月

春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会

1 春光台・鷹の巣地域のまちづくりの地域目標

**笑顔と優しさに満ちあふれ みんなが安心して暮らせる春光台
～ ふるさと愛を育む、地域の絆づくり ～**

2 解決すべき地域課題

■ 福祉，子育て，健康づくり，地域の支え合いの強化

- 地域で子どもを育む意識の向上 (①)
- 単身高齢者世帯、要支援者世帯の孤立対策 (②)
- 行方不明者等への対応、春光台 SOS 安心ネットワークの強化 (③)

■ 教育，文化，スポーツ振興

- 子どもの食育 (④)

■ 地産地消、商店街の振興、魅力発信、賑わいづくり

- 春光台産農作物の魅力向上 (⑤)

■ 郷土愛や誇りの醸成・コミュニティ活性化（世代間交流）

- 世代間交流の機会 (⑥)
- 郷土愛育成 (⑦)
- サロン事業による世代間交流が必要 (⑧)

3 令和7年度事業計画（包括型まちづくり事業補助金）

春光台・鷹の巣地域の課題解決に向けて、令和7年度に取り組む事業は、次のとおりとする。

【事業計画】

実施時期	事業名	実施団体	実施内容	事業費 (うち補助金)
4月 ～ 12月	子ども支援事業	子ども支援実行委員会	春光台中学校生徒及び高台小学校児童の登下校時の見守り及び挨拶習慣の育成 ※地域課題①に対応	20千円 (20千円)
5月 ～ 12月	春光台未来プロジェクト事業	春光台未来プロジェクト実行委員会	小中学生の取組から春光台の未来を考える ※地域課題③⑦に対応	140千円 (140千円)
4月 ～ 11月	畑づくりプロジェクト推進事業	春光台畑づくりプロジェクト実行委員会	畑づくりを通じて収穫までの世話や食べ物大切さを世代間の交流の中で学ぶ ※地域課題②④⑤⑧に対応	60千円 (60千円)
4月 ～ 2月	春光台地域食堂事業	春光台地域食堂実行委員会	協力して食事をつくることで世代間交流を促進する ※地域課題①②④⑥に対応	180千円 (180千円)
4月 ～ 3月	送迎サービス事業	送迎サービス実行委員会	高齢者などで公民館、地区センター、病院、商業施設などに通うことが困難な方への送迎サービスを行う ※地域課題②に対応	0千円 (0千円)
	計5事業			400千円 (400千円)

※詳細は別紙のとおり。

【包括型まちづくり事業補助金】

各事業の実施に当たっては、引き続き、地域活動計画に基づく包括型まちづくり事業補助金を活用する。

なお、全体計画及び事業調整を担う組織として設置した、『春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会』において、各事業及び実施団体の連携を図り、地域住民や活動団体が一体となった地域づくりを推進する。

「春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会」会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の所管区域において、協議会の意見を踏まえた各種事業を束ねる体制を構築し、地域内の横連携を促進するとともに、多様化する地域課題に柔軟かつ計画的に実行することにより、地域力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 活動計画の作成、各種事業の企画・実施及び総括・事業調整
- (2) その他、目的を達成するために必要と認められる事業

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 協議会の所管区域において、市民委員会等の住民組織または活動団体の長及びその団体に所属している者
- (2) 協議会の意見を踏まえた各種事業を実施している団体の長及びその団体に所属している者
- (3) 委員会が特別に認めた者

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 会計 1名以上
- (4) 監事 1名以上

(役員の職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括するとともに、会議の進行を担う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、委員会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

4 監事は、委員会の会計事務を監査する。

(委員及び役員の任期)

第7条 委員及び役員の任期は、就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議の招集は会長が行う。

2 会議の開催は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、

委任状をもって出席に代えることができる。

3 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

(経費)

第9条 委員会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計)

第10条 委員会の会計事務は、事務局が担当する。

(会計年度)

第11条 委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、会議を招集してこれを定める。

附 則

1 この会則は、平成30年2月23日から施行する。

2 委員会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。

令和7年度 春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会委員名簿

役職	氏 名	ふ り が な	所 属 団 体
会 長	菊 地 美美恵	きくち ふみえ	春光台公民館運営理事会
副会長	小 原 陽 一	おばら よういち	春光台商工振興会
監 事	上 森 茂	うえもり しげる	春光台地区市民委員会
会 計	横 山 孝	よこやま たかし	鷹の巣福祉村地区市民委員会
委 員	福 屋 聖 恵	ふくや さとえ	ふくふく家族の会
委 員	浜 崎 成 巳	はまさき なるみ	旭川市立高台小学校
委 員	伊 林 幸 夫	いばやし ゆきお	春光台地区社会福祉協議会
委 員	上 森 仲 子	うえもり なかこ	春光台地区民生委員児童委員協議会
委 員	大久保 義 隆	おおくぼ よしたか	高台チャレンジクラブ
委 員	宮 上 憲 之	みやかみ のりゆき	社会福祉法人北海道療育園
委 員	早 坂 祐 司	はやさか ゆうじ	春光・春光台地区包括支援センター
委 員	水 野 浩	みずの ひろし	旭川市消防団第27分団
委 員	山 本 勝 幸	やまもと かつゆき	鷹の巣福祉村地区社会福祉協議会
委 員	佐 藤 朋 子	さとう ともこ	公募
委 員	吉 井 星麗菜	よしい せれな	公募

【事務局：春光台公民館】

若 林 徹	藤 村 護	高 橋 修
-------	-------	-------

令和7年度子ども支援(見守り・声掛け)事業計画

令和7年3月17日

子ども支援実行委員会

1 目 的

- ・登下校の子どもたちを守るとともに、地域の人との関わり合いを通して、子どもたちに、社会性を身につけてもらい、自分たちが地域の中でかけがえのない存在であることを自覚してもらう。
- ・登下校時の子どもたちとの「あいさつ」や「声かけ」を通して、地域社会の中で人々が気軽に「あいさつ」を交わせるきっかけを作る。

2 実施内容

(1)交通安全週間にあわせた登校時の街頭指導

(2)街頭指導に関する啓蒙活動

- ①地域団体及び小中学校児童会・生徒会によるポスター作成
- ②地域及へのチラシ作成
- ③地域へのポスター掲示
- ④町内会へのチラシ回覧

3 街頭指導

(1)実施日

【第1回】

4月 7日(月), 8日(火), 9日(水), 10日(木)
11日(金), 14日(月), 15日(火)(1名2日間以上)

【第2回】

7月14日(月), 15日(火), 16日(水), 17日(木)
18日(金), 22日(火)(1名2日間以上)

【第3回】

9月22日(月), 24日(水), 25日(木)
26日(金), 29日(月), 30日(火)(1名2日間以上)

【第4回】

11月13日(木), 14日(金), 17日(月), 18日(火)
19日(水), 20日(木), 21日(金)(1名2日間以上)

(2)時間

- ①春光台地区 7時40分～8時05分
- ②鷹の巣福祉村地区 7時30分～7時45分

(3)場所(地図参照)

- ①春光台地区 7カ所(地図1～7番と10番)
- ②鷹の巣福祉村地区 2カ所(地図8～9番)

(4) 集合場所

- ① 春光台地区 ふじスーパー(地図2番)
- ② 鷹の巣福祉村地区 セイコーマート(地図8番)

(5) 街頭指導時の上着

子ども支援実行委員会の黄色の上着を着用してください。

旗は交通安全協会からお借りします。

(6) 実行委員の実施日調査

実行委員は、街頭指導を行う日と場所を別紙「街頭指導実施日調査」に記入して、第1～4回目の街頭指導開始の10日前までに事務局にご提出ください。

4 ポスター作成

(1) 作成団体

旭川市立春光台中学校生徒

春光台地区市民委員会、鷹の巣福祉村地区市民委員会

春光台地区交通安全協会、鷹の巣福祉村地区交通安全協会

旭川市立高台小学校児童会

(2) 作成内容

- ・本事業の目的をお知らせするような内容で、各団体で自由に作成する。
- ・ポスター内に、「春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会子ども支援実行委員会」を必ず明記する。

(3) 作成方法

- ・春光台中学校の生徒が4月の街頭指導に合わせ作成
- ・ポスター作成に協力できる団体は、作成。

※昨年度は春光台地区交通安全協会と春光台中学校パソコン部が作成

(4) 提出期日

- ・春光台中学校は4月1日(火)までに作成したポスターを事務局に提出する。
- ・ポスター作成に協力できる団体は、作成完了時に事務局に提出。

5 チラシ作成

(1) 作成内容

- ・本事業の目的を町内会の会員及び小中学校の児童・生徒に知らせする。
- ・チラシ内に、「春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会子ども支援実行委員会」を必ず明記する。

(2) 担当者

地域向け: 菊地会長

6 事業期間 令和7年4月7日～11月21日

① 「子ども支援」事業

令和7年度事業収支予算書

(収 入)

(単位:円)

区 分	金 額	内 容
補助金	20,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	20,000	

(支 出)

(単位:円)

区 分	金 額	内 容
消耗印刷費	15,000	用紙代, 印刷代 ほか
通信運搬費	5,000	切手・郵送費
計	20,000	

「子ども支援」実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「子ども支援」実行委員会（以下「委員会」という。）と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、学校関係者との連携の下、春光台地区及び鷹の巣福祉村地区（以下「春光台地域」という。）に住む小学生及び中学生（以下「小・中学生」という。）を対象に、子どもたちの教育活動を支援することを目的とする。

(事業の名称)

第3条 この事業は「子ども支援事業」（以下「事業」という。）と称する。

(事業の実施)

第4条 事業の具体的実施方法は、別に定める「子ども支援」実施要領に基づくものとする。

2 「子ども支援」実施要領は、実情に合うように、委員会の検討を経て、変えることができる。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台地域に住み、教職の経験を有する者。
- (2) 春光台地域に住む有識者で、子どもの扱いに慣れている者。
- (3) 春光台地域以外に住むが、事業の趣旨に賛同する(1)または(2)の該当者。

(役員)

第6条 委員会には次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、会計1名、監事1名。

(役員の職務)

第7条 役員は次に掲げる職務を行う。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。また、会議では議長を務める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、委員会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事は、委員会の会計事務を監査する。

(事務局の職務)

第8条 事務局は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 委員会運営及び事業実施に関する会計事務及び庶務的な業務。
- (2) 委員会運営及び事業実施に関し、必要と思われる助言。

(会議)

第9条 会議開催は会長の裁量により、必要に応じて開催する。また、幅広く意見を集約し、小・中学生たちの考え・気持ち等をも十分に斟酌する。

(委員及び役員任期)

第10条 委員及び役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 委員の任期は2年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、希望により延長できる。

(2) 役員の任期は2年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、再任を妨げない。

(3) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参加料と謝金)

第11条 小・中学生の本事業への参加は、無料とする。

2 委員の本事業での活動は、原則として、ボランティアとするが、予算内で謝金を払う場合もある。

(会計年度)

第12条 委員会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(補 足)

第13条 この会則に定める事柄の他、必要な事項については、会議においてこれを定める。

附則

1 この会則は、平成29年4月17日から施行する。

2 委員会の初年度の委員及び役員任期は、第10条の規定にかかわらず、委員会の設立の日から当該年度の翌年度3月31日までとする。

3 委員会の初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

附則

1 この会則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この会則は、令和5年6月1日から施行する。

令和7年度 子ども支援実行委員会委員

役職	氏 名	所 属 団 体
会 長	菊 地 美美恵	春光台公民館運営理事会
副会長	小 原 陽 一	春光台商工振興会
監 事	上 森 茂	春光台地区市民委員会
会 計	横 山 孝	鷹の巣福祉村地区市民委員会
委 員	浜 崎 成 巳	旭川市立高台小学校
委 員	伊 林 幸 夫	春光台地区社会福祉協議会
委 員	上 森 仲 子	春光台地区民生委員児童委員協議会
委 員	大久保 義 隆	高台チャレンジクラブ
委 員	水 野 浩	旭川市消防団第27分団
委 員	山 本 勝 幸	鷹の巣福祉村地区社会福祉協議会
委 員	池 田 隆 二	鷹の巣福祉村地区交通安全協会
委 員	秋 元 詠 子	春光台地区市民委員会
委 員	多 田 利 明	春光台地区市民委員会
委 員	谷 山 ユキ子	春光台公民館サークル連絡協議会
委 員	佐 藤 朋 子	春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会

令和 7 年度 春光台未来プロジェクト

1 目的

少子高齢化や人口減少が進む中，春光台の地に生活する子どもたちと大人のみなさんが協力して，将来を見通して「いつまでも住み心地のよい春光台地域」でいられるよう 学校運営協議会，地域住民組織，事業所，及び関係機関が連携協力し，活動を進めていくことが目的である。

2 内容

対象者：高台小学校生，春光台中学校生，保護者，地域住民

場所：春光台地域

内容：①ゴミ拾いクリンゴの実施

②小学生，中学生の取組から未来を考えるイベント

3 事業実施主体

春光台未来プロジェクト実行委員会（春光台 SOS ネットワークと共同事業）

4 事業期間

令和 7 年 5 月 1 日～令和 8 年 2 月 2 8 日

令和7年度収支予算書

事業の名称	春光台未来プロジェクト事業
団体名	春光台未来プロジェクト実行委員会

(包括型補助金モデル事業)

1 収 入

(単位：円)

区 分	金 額	収入内訳
補助金	140,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	140,000	

2 支 出

(単位：円)

科目	予算額	左のうち補助 対象経費	支出内訳
会場費	9,000	9,000	公民館地区センター会場費（イベント2回会議3回）
通信費・郵送費	2,000	2,000	切手
事務用品費	10,000	10,000	事務用品費（画用紙のりハサミ等）
チラシ作成印刷配布	107,000	107,000	全戸配布（配布折込イベント2回）
保険料	12,000	12,000	賠償責任保険（イベント2回）
合計	140,000	140,000	

春光台未来プロジェクト実行委員会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は「春光台未来プロジェクト実行委員会」（以下「委員会」という）と称し、事務局は春光台に置く。

(目的)

第2条 2020年に立ち上がった「春光台未来プロジェクト」は、少子・高齢化や人口減少の進展による地域社会の衰退に対抗し、ここ春光台に居住する、未来を築く子ども達と地域の大人達みな協力して、将来にわたって住み心地の良い地域社会を創るために「世代を超えてつながり続ける」ことを目的に、学校運営協議会、地域住民組織、事業所、及び関係諸団体等が連携・協力し、当面2030年までのプロジェクトとして開催するものである。

(事業)

第3条 委員会は第2条を達成するため次の事業を実施する。

- (1) プロジェクトなどを通じて地域の知見を深める。
- (2) 住み心地の良い地域社会を創る為、各種団体と連携する。
- (3) 地域社会の衰退に対抗する方策を考える。
- (4) 協力して未来を築く子ども達とつながり続ける。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台地区及び鷹の巣福祉村地区の住民であること。
- (2) この目的に賛同するものであること。
- (3) 委員会が特別に認めたものであること。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

実行委員長 1名、副委員長 1名

運営委員若干名、会計 1名、監査 1名

(役員に職務)

第6条 実行委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副実行委員長は、委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は事業の遂行にあたる。
- 4 会計は本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 監査は、委員会の会計事務を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とし就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。

ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計年度)

第8条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補足)

第9条 この会の定めるもののほか、その必要事項については、会議においてこれを定める。

附則

- 1 この会は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 委員会の初年度の会計年度は、第8条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

令和7年度 春光台未来プロジェクト実行委員会名簿

- | | | | |
|---|-------|-------|--|
| 1 | 実行委員長 | 日向 透 | 希望学園施設長 |
| 2 | 副委員長 | 福屋聖恵 | ふくふく家族の会会長 高台小学校PTA副会長 春光台まちづくり推進協議会委員 |
| 3 | 運営委員 | 栗田克実 | 旭川市立大学保健福祉学部コミュニティ福祉学部教授 |
| 4 | 運営委員 | 松尾彰久 | 北海道療育園専務理事・春光台SOS安心NW会長 |
| 5 | 運営委員 | 大久保義隆 | 春光台地区市民委員会副会長 春光台まちづくり推進協議会委員 |
| 6 | 運営委員 | 早坂祐司 | 春光・春光台地域包括支援センター長 春光台まちづくり推進協議会委員 |
| 7 | 監査 | 池田隆二 | 鷹の巣福祉村地区市民委員会副会長 春光台まちづくり推進協議会委員 |
| 8 | 会計 | 小原陽一 | 春光台商工振興会会長 高台小学校同窓会会長 春光台まちづくり推進協議会委員 |

令和7年度事業計画

事業名	畑づくりプロジェクト推進事業
事業の目的・内容	1, 事業の目的 春光台地域などの農業経験者と子供たちや親御さんたちで春から秋まで畑づくりを通じて収穫までの世話や食べ物大切さを世代間の交流の中で学びながら春光台の歴史に触れたり、豊かな自然を十分感じながら郷土愛を育んでいくプロジェクトです。 (このプロジェクトを進めるにあたり北斗町内会及びフラワーロードへの協力を進めていく)
	2, 実施内容 対象者：地域の小、中学生と親御さん、高校生、大学生や地域住民など 内 容：畑づくり 石拾い、水やり、草取り、植付け、魚釣り、収穫、学習会など ※詳細は今後の実行委員会で決定
	3, 事業実施主体 春光台畑づくりプロジェクト実行委員会
事業期間	令和7年4月1日～令和8年2月28日

令和 7 年度収支予算書

事業の名称	畑づくりプロジェクト推進事業
団体名	春光台畑づくりプロジェクト実行委員会

1 収 入

(単位：円)

区 分	金 額	収入内訳
補助金	60,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	60,000	

2 支 出

(単位：円)

科目	予算額	左のうち補助 対象経費	支出内訳
消耗品費	54,400	54,400	苗、肥料、石灰、ビニールシート、ひも、 杭,ローリータンクなど
保険料	5,600	5,600	賠償責任保険
合計	60,000	60,000	

春光台畑づくりプロジェクト実行委員会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は「春光台畑づくり実行委員会」（以下「委員会」という）と称し、事務局は春光台に置く。

(目的)

第2条 委員会は地域の方（元農業経験者や農業の知見のある方等）と子供たちや親御さんたちで春から秋まで畑づくりを通じて収穫までの過程や食べ物の大切さを世代間の交流の中で学び、その間、春光台の歴史や遺産（黒曜石、矢じり、石おのに触れたり等）を体感し、豊かな自然を十分感じながら郷土愛を育んでいく。

(事業)

第3条 委員会は第2条を達成するため次の事業を実施する。

- (1) 春から秋にかけ収穫までの畑づくりに関すること。
- (2) 春光台の歴史や遺産に触れること。
- (3) 自然の豊かさを感じ食べ物の大切さに関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台地区及び鷹の巣福祉村地区の住民であること。
- (2) この目的に賛同するものであること。
- (3) 委員会が特別に認めたものであること。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

実行委員長 1 名、
実行委員長代行 1 名
副委員長 2 名、
運営委員若干名
会計 1 名、
監査 1 名

(役員に職務)

第6条 実行委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 実行委員長代行は、委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副委員長は事業を統括する。
- 4 会計は本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 監査は、委員会の会計事務を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は 1 年とし就任した日からその日の属する年度の 3 月 31 日までとする。
ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計年度)

第 8 条 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 年までとする。

(補足)

第 9 条 この会の定めるもののほか、その必要事項については、会議においてこれを定める。

附則

1 この会は、令和 4 年 5 月 29 日から施行する。

2 委員会の初年度の会計年度は、第 8 条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

令和7年度

春光台畑づくりプロジェクト実行委員会

役員名簿

実行委員長	福屋聖恵	高台小学校PTA副会長 春光台まちづくり推進協議会委員
委員長代行	小原陽一	高台小学校同窓会会長 春光台まちづくり推進協議会委員
副委員長	高橋こずえ	春光台畑づくりプロジェクト
副委員長	西森菜月	春光台畑づくりプロジェクト
会計	佐藤朋子	春光台畑づくりプロジェクト
運営委員	野崎達也	春光台中学校PTA会長
運営委員	嵐 孝典	高台小学校元PTA会長
運営委員	深谷富美雄	農家
運営委員	阿部有里子	春光台畑づくりプロジェクト
監 査	尾形りな	春光台畑づくりプロジェクト
特別アドバイザー	福本政男	北斗町内会

令和7年度 春光台地域食堂事業 事業計画

1. 事業の目的

春光台地域のつながりづくり・多世代交流の促進。

協力して食事をつくる・食べることで世代間交流が自然とで生まれる。また、孤食になりがちな一人暮らしの世帯の住民にとっての健康増進をはかる。大人数での調理により緊急災害時の炊き出しのイメージがつかめる。

2. 実施内容

対象者: 地域住民、高校生・大学生等の学生、春光台に興味関心があるかた。

場所: 春光台公民館

内容: 昼食・おやつ調理と食事、昔遊びなどの交流あそび

活動日 5/25(日),8/17(日),10/19(日),1/18(日)

3. 事業実施主体

春光台地域食堂実行委員会

4. 事業期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日

令和7年度春光台地域食堂収支予算書

事業の名称 春光台地域食堂 会場 春光台公民館

団体名 春光台地域食堂実行委員会

開催日 5/25(日),8/17(日),10/19(日),1/18(日)

1, 収入

カテゴリ	金額	内訳
補助金	180000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
合計	180000	

2, 支出

カテゴリ	金額	内訳
食材費	90000	22500円×4回
講師料	36000	講師1人3000円×3人×4回
チラシ印刷費	24000	6000円(五千枚)×4回
容器包装費	20000	使い捨て容器・割りばしなど
事務用品費	10000	文具、工作材料費等
合計	180000	

春光台地域食堂実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、春光台地域食堂実行委員会（以下「委員会」という。）と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、学校関係者との連携の下、春光台地区及び鷹の巣福祉村地区（以下「春光台地域」という。）に住む小学生及び中学生（以下「小・中学生」という。）および地域住民を対象に、食を通して世代間交流や食育を目的とする。

(事業の名称)

第3条 この事業は春光台地域食堂事業（以下「事業」という。）と称する。

(事業の実施)

第4条 事業の具体的実施方法は、別に定める春光台地域食堂実施要領に基づくものとする。

2 春光台地域食堂実施要領は、実情に合うように、委員会の検討を経て、変更することができる。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

(1) 春光台地域に住み、教職の経験を有する者。

(2) 春光台地域以外に住むが、事業の趣旨に賛同する(1)または(2)の該当者。

(役員)

第6条 委員会には次の役員を置く。

委員長1名、副委員長若干名、会計1名、監査1名。

(役員の職務)

第7条 役員は次に掲げる職務を行う。

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。また、会議では議長を務める。

(2) 副委員長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、委員会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

(4) 監査は、委員会の会計事務を監査する。

(事務局の職務)

第8条 事務局は、次に掲げる職務を行う。

(1) 委員会運営及び事業実施に関する会計事務及び庶務的な業務。

(2) 委員会運営及び事業実施に関し、必要と思われる助言。

(会議)

第9条 会議開催は委員長の裁量により、必要に応じて開催する。また、幅広く意見を集約し、小・中学生たちの考え・気持ち等をも十分に斟酌する。

(委員及び役員任期)

第10条 委員及び役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 委員の任期は2年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、希望により延長できる。

(2) 役員の任期は2年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、再任を妨げない。

(3) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計年度)

第11条 委員会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(補 足)

第12条 この会則に定める事柄の他、必要な事項については、会議においてこれを定める。

附則

1 この会則は、令和6年4月1日から施行する。

2 委員会の初年度の委員及び役員任期は、第10条の規定にかかわらず、委員会の設立の日から当該年度の翌年度3月31日までとする。

3 委員会の初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

令和7年度春光台地域食堂実行委員会名簿

- 1 実行委員長 福屋 聖恵(ふくふく家族の会 会長)
(春光台鷹の巣まちづくり協議会委員)
- 2 副委員長 山下 孝弘
- 3 運営委員 高橋 未希(旭川実業高等学校教諭) 3年)
- 5 運営委員 福屋 萌々葉(春光台中学校 1 年)
- 6 運営委員 佐藤 心結(春光台中学校 1 年)
- 7 運営委員 安村 心那(クラーク記念国際高等学校旭川キャンパス 3 年)
- 8 運営委員 鈴木 龍音(旭川市立大学経済学部 3年)
- 9 監査 高橋 こすえ(家事代行おうちの MIKATA 代表)
- 10 会計 佐藤 朋子(春光台鷹の巣まちづくり協議会委員)

令和7年度地域まちづくり推進事業実施計画

1 事業実施者	送迎サービス実行委員会
2 事業の名称	送迎サービス事業
3 実施期間	令和7年4月8日 から 令和8年3月31日 まで
4 事業内容	1 実施の趣旨 春光台地域では、少子高齢化が進む中で交通手段の確保が困難になり、特に高齢者で車を持たない住民が日常生活（買い物・通院など）に支障をきたしている。本事業は、地域住民が安心して暮らし続けられるよう、送迎サービスを通じて移動支援を行うことを目的とする。 2 実施主体 春光台送迎サービス実行委員会 構成メンバー ・春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会委員、福祉関係者、地域住民等協力機関 ・市交通空港課、市地域活動推進課、春光台公民館 3 送迎対象者 ・春光台地域に居住する高齢者・障がい者・移動に不安のある方 ・実行委員が適当と認めた地域住民 4 サービス内容 ・送迎内容：買い物、病院等への支援 ・運行日：週に何回か運行または予約制で運行 ・運行時間：2時間程度 行きと帰りの時刻を設定 ・運行範囲：春光台地域内 ・実施時期：令和7年度冬期～令和8年度夏期に実験検証を実施予定 5 運行方法 ・運行形態 ① パターン・・・予約制の個別送迎（ドア・ツー・ドア） ② パターン・・・ルート型定期運行（乗降ポイントの設置） ・車両 - バリアフリー対応のワゴン車（福祉事業者からの時間提供等） ・運転手 - 福祉事業者の送迎スタッフまたは地域住民ボランティア 5 事業期間 6 料金 ・基本料金 ① 無料、②1回ごとに100円程度の料金、③距離に応じた従量制（検討） ・割引 - 生活困窮世帯は免除、道路交通法などを鑑み（検討）

[illegible]

「送迎サービス」実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「送迎サービス」実行委員会（以下「委員会」という。）と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、春光台地域に居住する高齢者・障害者・移動に不安のある方及び実行委員会が適当と認めた地域住民の方で、公民館、地区センター、病院、商業施設等の行き帰りの交通手段がなく、困っている方のために送迎支援することを目的とする。

(事業の名称)

第3条 この事業は「送迎サービス事業」（以下「事業」という。）と称する。

(事業の実施)

第4条 事業の具体的実施方法は、別に定める「送迎サービス」実施要領に基づくものとする。

2 「送迎サービス」実施要領は、実情に合うように、委員会の検討を経て、変更することができる。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台地域に住み、福祉関係の仕事に携わる者。
- (2) 春光台地域に住む有識者で、福祉との関わりのある者。
- (3) 春光台地域以外に住むが、事業の趣旨に賛同する(1)または(2)の該当者。

(役員)

第6条 委員会には次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、会計1名、監事1名。

(役員の職務)

第7条 役員は次に掲げる職務を行う。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。また、会議では議長を務める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、委員会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事は、委員会の会計事務を監査する。

(事務局の職務)

第8条 事務局は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 委員会運営及び事業実施に関する会計事務及び庶務的な業務。
- (2) 委員会運営及び事業実施に関し、必要と思われる助言。

(会議)

第9条 会議開催は会長の裁量により、必要に応じて開催する。また、幅広く意見を集約し、高齢者の方の考え・気持ち等をも十分に斟酌する。

(委員及び役員任期)

第10条 委員及び役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は1年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、希望により延長できる。
- (2) 役員の任期は1年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、再任を妨げない。
- (3) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参加料と謝金)

第11条 地域の方の本事業への参加は、無料とする。

- 2 委員の本事業での活動は、原則として、ボランティアとするが、予算内で謝金を払う場合もある。

(会計年度)

第12条 委員会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(補 足)

第13条 この会則に定める事柄の他、必要な事項については、会議においてこれを定める。

附則

- 1 この会則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 委員会の初年度の委員及び役員任期は、第10条の規定にかかわらず、委員会の設立の日から当該年度の3月31日までとする。
- 3 委員会の初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

附則

- 1 この会則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 送迎サービス実行委員会委員

[illegible]